

4-2 個別労働関係紛争の解決支援

- ✓ 労働条件について会社側と争っています。解決の手助けをしてもらえる制度はありますか？
- ✓ 本格的な訴訟は時間や費用を考えると避けたいです。もっと簡便な方法はないですか？
- ◎ かながわ労働センターによるあっせん指導や、県労働委員会、紛争調整委員会によるあっせん等の制度があります。
- ◎ 労働審判制度があります。地方裁判所において、労働審判委員会が短期間で審理を行い、実情に応じた解決策を提示してくれます。

かながわ労働センターによるあっせん指導

- 労働条件その他労働関係に関することで、個々の労働者と事業主との間の紛争があり、かながわ労働センターでの労働相談で問題が解決しないとき、あっせん指導を受けることができます。
- まず、かながわ労働センターにご相談ください。同センターでお話を伺い、相談内容に応じた助言を行うとともに、解決手段をご紹介します。
- 同センターでのあっせん指導は、神奈川県職員が行います。

県労働委員会によるあっせん

- かながわ労働センターでの労働相談で問題が解決しないときは、県労働委員会でのあっせんを受けることができます。まずは、かながわ労働センターにご相談ください。
- 県労働委員会でのあっせんは、公益委員・労働者委員・使用者委員等のあっせん員が行います。

労働局長による助言・指導

- 神奈川労働局長が、労働条件その他労働関係に関する事項について、実際に紛争状態にある個々の労働者と事業主に対し、その紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。助言・指導を行います。

紛争調整委員会によるあっせん

- 紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することで、紛争の解決を図る制度です。双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には、両者に対して、事案に応じた具体的なあっせん案を提示します。原則1回の期日であっせんを行うなど、手続きが迅速かつ簡便です。
- 弁護士、大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家が、公平・中立な第三者として紛争調整委員会の委員を担当します。

労働審判制度

- 地方裁判所において、労働審判官(裁判官)と労働審判員(2名)で組織される労働審判委員会が、3回以内の期日で審理を行い、トラブルの実情に応じた解決案を提示します。

個別労働関係紛争の解決支援に関する関係機関・相談先

- ☞ かながわ労働センター(48ページ) ※県労働委員会関係
- ☞ 神奈川労働局雇用環境・均等部指導課(48ページ) ※労働局長、紛争調整委員会関係
- ☞ 横浜地方裁判所(50ページ) ※労働審判制度関係